

極秘

電信課長

大臣 次官

東亞

674

米通條情文調人儀會文
洲商約報化查事典書計書官

寫送先

分類 111031

昭和14 五五六六 暗 北京 二月廿七日發
本省 廿七日夜着

有田外務大臣 堀内參事官

第二三八號 (部外極秘)

往電第一四四號及青島發閣下宛電報第九七號ニ關シ

加藤總領事ヨリ

興亞院聯絡部青島出張所問題ニ付テハ陸海側トモ意見ノ交換ヲ行ヒ
タルカ石川領事ヨリ詳細御報告申上ケタル通り青島ノミヲ管轄スル
出張所ニテハ何等意味ナク現狀ニ於テハ寧ロ出張所ヲ設ケス現在ノ
陸海外三機關會議制ヲ繼續スルコト最モ適當ト存セラル (須賀海軍
大佐モ全然同意見)
青島へ轉電セリ

付對文中ニ極秘ニシテ送付

外務省

S 1110 61 32 162

REEL No. A-0275

極秘

674

電信寫

昭和14 五七〇九 附門 三月廿八日夜
本省 廿八日夜着

有田外務大臣

内田總領事

第四五號、能長符號抜
在電第二八號ニ關シ

海軍側ニテハ當地ニ與亞院聯絡部設置ハ確定的ノモノトシテ現地機
構ヲ考慮シ居外處特務部長原大佐ハ中央ノ招留ニ依リ本件打合ノ爲
本廿八日當地發上京シタルカ出發ニ先立テ現地來左記ノ通り作成結
局外務省側ヨリ政務局政治課長一、總務課情報宣傳事務官一並ニ經
済局事務官一ヲ出スコトトシ尙政務局ニ顧問ヲ置キ陸軍ヨリモ一人
ヲ入ルコトトシ打合セ置ケリ

長官(海軍)

政務局長(海軍)、政務課長(海軍)、聯絡調整主任(海軍)、情

報宣傳(外)、政治課長(外)、企畫主任(臺)、顧問及輔佐(陸

臺一、内務一)、文化課長(臺)

經濟局長(臺)、經濟課長(臺)、企畫指導事務官(外)、會社監

督、交通通信事務官(大藏又ハ臺灣)、農林技師一(臺)、水産技

師一(臺)、土木技師一(臺)、地質技師一(臺)、金融課長(大

藏)
上海、天津、北京、張家口へ轉電セリ

S. 1.1.1.0 - 61 34

S. 1.1.1.0 - 61 33 163

電信課長

大臣

次官

674

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 人典 儀典 文書 會計 秘書官

寫送先

昭和14 五九四九 暗 青島 三月二日後發 本省 二日夜着

亞、調

有田外務大臣

加藤總領事

第一五四號

(興亞院聯絡部青島出張所問題)

北京發閣下宛電報第二三八號內容卑見トシテ海軍軍務局岡第一課長

ニ御傳ヘテ請フ

北京へ轉電セリ

外務省

S 1.1.1.0 - 61

35

164

REEL No. A-0275

IPS Doc

674 A

極秘

674

電信寫

昭和14年三月三日

上海 三月三日午後
本省 三日夜着

有田外務大臣

三浦總領事

第五三三號ノ二（極秘）館長符號抜

往電第四一三號ニ關シ

興亞院聯絡部問題ハ東京ニ於テ關係當局間ニ協議中ナルカ既ニ三月分ノ聯絡豫算モ決定セル由ニモアリ速カラス設立ヲ見ル運ニ至ルモノト存セラルルニ付テハ國際關係ノ複雑セル當地ノ特殊事情並ニ相當廣範圍ノ事務カ聯絡部ニ移管セラルルコトトナルヘキ點等ヲモ御考慮ノ上至急外務側ノ方針ヲ確定シ聯絡部機密内ニ於ケル當方ノ發言權ヲ確保スル様折角御配慮相成リ萬道漏ナキヲ期セラルル

コト切望ニ堪ヘズ中支聯絡部ニ關スル本官意見左ノ通り御參考迄
一官頭往電次長問題ニ關スル海軍特務部長意見ハ從來ノ陸海外三省聯絡會議ノ精神ニ鑑ミ極メテ公平妥當ニシテ陸軍ハ既ニ最高顧問ヲ有シ居ル次第ニモアリ政務局長ニテ満足シ以テ三省間ノ均衡ヲ圖ルコトハ至當ナリト存セラルルニ付テハ次長ハ是非共外務側ニ於テ獲得スル様致度ク之カ爲ニハ文化局長ハ之ヲ拋棄スルモ已ムヲ得スト存ス（横ク）

S 1.1.1.0 - 61 37 00 166

S 1.1.1.0 - 61 36 00 165

REEL No. A-0275

アジア歴史資料センター

極秘

674

電信寫

昭和14 六〇九八 (暗)

上海 三月三日午後
本省 三日夜着

有田外務大臣

三浦總領事

第五三三號ノ二(極秘) 館長符號扱

ニ經濟事項ハ聯絡部所管事項中最モ重要ナル部分ヲ占ムルノミナラ
ス外交上ニモ密接ナル關係ヲ有シ外務側トシテハ最モ重キヲ置ク
ヘキ部門ナル虞石黒領事ノ報告ニ依レテ陸海軍側ニ於テハ之ヲ二
分又ハ三分シ陸海軍兩特務部建設課長ヲ之カ首班ニ當嵌メントス
ルカ如キ意圖ナル趣ナルカ(第三局ノ設置ハ大體大藏省ヲ満足セ
シムル手段ト解セラル)右ノ人ノ爲ニ制度ヲ作ラントスル本末順
倒ノ考方ニテ斯ル突ノ本圖面目ナルコトハ言フ俟タズ須ク結ヒセ

此種消息ヲ取極シ之カ首班ニハ所管事項ノ性質ニ依リテ外務等ノ
又指ヲ以テ之ニ充テ任務ノ性質ニ應ジ數課ヲ設クルコト可然ト存
セラル

北京、南京へ轉電セリ

S. 1.1.1.0 - 61 39

S. 1.1.1.0 - 61 38 00 167

674

電 信 案	三、經濟向	局長 (郵任調査官) 坂本 春市官
外 務 省	二、文化向	書記官 太田 書記官 (二部)
	一、政務局	書記官 山田 書記官 (久就)
		電報部 (高第任者) 付テテ道ヲ往来シテ

(原議用紙乙)

S 1.1.1.0 - 61 41 00-169

674
 三、
 三、
 三、
 (分類 111.31)

電 信 案	時 下 階	電送第 5247 第48月6日	號 11時10分發	主管 人 主任
外 務 省	件 名	興亞院華北連絡部	在 北 京	主任
	件 名	興亞院華北連絡部	在 北 京	主任
	配 件 名	興亞院華北連絡部	在 北 京	主任
	配 件 名	興亞院華北連絡部	在 北 京	主任

電信課長
 發電係
 昭和 年 月 日 起草

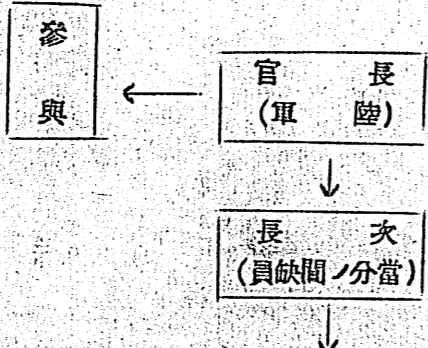
昭和 年 月 日 起草

S 1.1.1.0 - 61 40 00-168

REEL No. A-0275

アジア歴史資料センター

674



華北連絡部本部編成表(案)

計五	局濟經		局化文		局務政		房官		局長分區
	(官文)官任(奏)勅	(官文)官任(奏)勅	(官文)官任(奏)勅	(官文)官任(奏)勅	(軍陸)官任(奏)勅	(軍陸)官任(奏)勅	(軍陸)官任(奏)勅	(軍陸)官任(奏)勅	
	經濟ニ關スル事項 兼 陸 兼 海 兼 其他	文化ニ關スル事項 兼 陸 兼 其他	政務ニ關スル事項 兼 陸 兼 海 兼 其他	庶務 兼 陸 兼 其他	會計	庶務	會計	庶務	主掌事項
兼一〇七	兼四七	兼一九	兼二〇	兼一〇	兼二〇	兼二〇	兼一〇	兼一〇	高等官
兼一〇二	兼五三	兼一五	兼七	兼二六	兼四	兼四	兼五	兼五	判任官
兼二二七	兼四五	兼一五	兼二	兼四四	兼五	兼五	兼五	兼五	職員
兼三二四	兼一五二〇	兼五	兼四二	兼八二	兼二	兼二	兼二	兼二	計

S 1.1.1.0 - 61 43

170-1

674

電信案	青島(轉電下)度	調查官 渡辺副官	事務官 俣島	青島支隊所	調查官 武部	事務官 長岡
-----	----------	----------	--------	-------	--------	--------

外務省

(原議用紙乙)

S 1.1.1.0 - 61 42

DU 170

REEL No. A-0275

出張所長
(軍海)

備考	合計	文化ニ關スル事項		經濟ニ關スル事項		政務ニ關スル事項		高等官 嘱託 等 判任 官 雇員
		其他	兼陸 (一 嘱託 技師) 四	兼陸 (一 嘱託 技師) 四	兼海 二	兼海 三	兼海 三	
兼ハ他ヨリノ兼務ヲ示ス	兼 一 三	八	一	一	二	三	一	
	四		四	四			一	
	一六		一六	一六			一六	
	三二		三二	三二			三二	

華北連絡部青島出張所編成表(案)

S 1.1.1.0 - 61 45 172

參與

官長
(軍海)

長次
(長缺間ノ分當)

計	經濟局		文化局		政務局		官房	局長 分區
	(軍海陸)官任(奏)勅	(官文)官任(奏)勅	(軍海陸)官任(奏)勅	(官文)官任(奏)勅	(軍海陸)官任(奏)勅	(官文)官任(奏)勅		
	經濟ニ關スル事項 石里 三白	文化ニ關スル事項 龍 空	政務ニ關スル事項 龍 空					業務區 分 高等 官判任 官雇員 計
兼	其他 兼	其他 兼	其他 兼	其他 兼	其他 兼	其他 兼	七	
五 四九	二 一	一 一	二 一	一 一	三 三	六 三	七	
五六	二	九	二	九	九	一六	一六	
五二	二	八	二	八	九	二〇	二〇	
兼 一六 四七	兼 三 三〇	兼 二 一七	兼 三 三〇	兼 二 一七	兼 三 三〇	兼 三 三〇	四 三	

華北連絡部編成表(案)

S 1.1.1.0 - 61 44 171

長岡

674

大隈	山田	原田	與謝野	門脇	太田	秋山	林出	堀内	北京。
書記官	書記官	書記官	書記官	書記官	書記官	書記官	書記官	参事官	

外務省

日本標準規格 B5
S 1.1.1.0 - 61 47) 174

674

總務連絡部編成表(案)

参 與	官 長 (軍 陸)		
	長 次 (員 缺)		
	經濟ニ關スル事項	文化ニ關スル事項	政務ニ關スル事項
	ケ二一	ケ五五	一五
			二〇
	ケ四七		
		陸 高等官 其 他	列任官 雇 員 計

備考

一、ケハ他ヨリノ兼務ヲ示ス
 二、本表ノ外業務上ノ必要ニヨリ定員外ノモノヲ置クコトヲ得

S 1.1.1.0 - 61 46) 173

REEL No. A-0275

アジア歴史資料センター

674

政務局。
 長、楠本大佐(陸)
 渡邊少佐
 赤木大尉
 濱田中佐(兼) 松本中佐
 高橋少佐
 小別當中佐
 陸 海

兼中連絡部 (陸海軍内定)

外務省

(日本標準規格B5) S 1.1.1.0 - 61 49) 176

674

矢口書記官
 武野官補

外務省

(日本標準規格B5) S 1.1.1.0 - 61 48) 175

REEL No. A-0275

アジア歴史資料センター

674

經濟第二局。

長、大野 大佐(海)

大村 中佐 土井中佐

伏下主計少佐

陸 海

(註) 振興會社、貿易通商、水運港湾、水産、鹽業、

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 61 51 00 178

674

經濟第一局。

長、洪 大佐(陸) (缺) (兼)

加治 中佐 植松機關少佐

佐藤 少佐 桑主計少佐(兼)

有馬 少佐(兼)

陸 海

(註) 總務、交通、通信、航空、一般産業、都市建設、

公共事業、物動

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 61 50 00 177

REEL No. A-0275

アジア歴史資料センター

674

經濟第三局。
長 ○ (兼)
高岡大尉
陸海
(註) 金融、幣制、税制、

外務省

(日本標準規格B5) S 11.1.0 - 61 53 00 180

674

文化局。
長 ○ (外) (缺)
青野中佐 大久保軍醫中佐
廣瀬軍醫中佐 山川中佐 (兼)
陸海

外務省

(日本標準規格B5) S 11.1.0 - 61 52 00 179

REEL No. A-0275

アジア歴史資料センター

674

近藤官補	高橋副領事	梅川副領事	岩井副領事	木村副領事	中田通譯官	島田商務書記官	松村副領事	服部領事	石黒書記官
------	-------	-------	-------	-------	-------	---------	-------	------	-------

外務省

(日本標準規格B5) S 1.1.1.0 - 61 55 00 182

674

清水書記官	✓長谷川書記官	磯野書記官	寺崎書記官	佐藤書記官	喜多書記官	鶴見書記官	森島參事官	三浦總領事	上海。
-------	---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

外務省

(日本標準規格B5) S 1.1.1.0 - 61 54 00 181

REEL No. A-0275

674

宇山官補
服部官補

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 61 56 183

REEL No. A-0275

電信寫

極秘

374

昭和14

六五二八

附

北京 三月七日午後
本省 七日夜

堀内参事官

有田外務大臣

第三八二號(大主急、館長符號抜)

出電第一七三號ニ關シ(與亞院華北聯絡部職員ニ關スル件)

舊大使館關係者ニ關スル限リ其在ナシ尙右ハ舊多少將トモ了解済ニ

テ必要ニ應シ何レモ大使館兼任トシ當館事務ヲ併セ處理シ得ルコト

ニ打合信ニ付與亞院ニ對シテモ右様了解ヲ得置カレタシ(了)

S 1.1.1.0 - 61 57 184

REEL No. A-0275

アジア歴史資料センター

電信課長

大臣
次官

東亞

674

東亞 歐洲 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 文書 會計 會社 秘書官

寫送先

昭和14 六六四一 暗 張家口 三月八日後發 本省 八日夜着

有田外務大臣

森岡總領事

第六一號

興亞院蒙疆聯絡部職員トシテ近ク内地關係各省ヨリ高等官約十名張家口ニ到着スル趣ナル處右ノ内外務省側ヨリモ派遣セララル者アリヤ參考迄ニ御回電ヲ請フ

北京へ轉電セリ

外務省

S 1.1.10 - 61

58

185

REEL No. A-0275

極秘

C74

電信寫

昭和14 六六八九 (暗) 北京 三月八日後發
本省 八日夜着

有田外務大臣 堀内参事官

第三八七號 (部外絶對極秘) 館長符號抜
貴電第四四號ニ關シ

大原領事館ノ總領事館昇格方ニ關シテハ折角手續御取運中ノコトト
ハ存スルモ同地領事館開館式ニ參列歸來セル原田ノ報告ニ依レハ同
領事館ハ開館ト同時ニ總領事館ノ看板ヲ掲ケタル處(館員等ハ總テ
領事館ニテ單ニ看板ノミ)右ハ谷款機關長及特務部ニ於テハ同地
從前ノ如キ兵團所在地ナレハ領事館ニテ差支ナキモ對將作戰ノ第一
線タル一軍所在地トシテ濟南ヨリ以上ノ重要地點トナレル今日領

事館トシテ開館スルハ石トノ種御ヲ失スルノミチラス新事館ニ對シ
セサル儘ナル一方軍側ニ對シテモ接觸上其ノ他面白カラストノ見解
ヲ有シタルト云々總領事館トシタキ旨申出アリタルハ在電第八號
通りナル處我方ニ對スル思道リモアリタル結果白井領事ヲシテ前記
ノ措置ニ出テシメタル次第ニテ同領事ノ苦衷察スベキモノアル趣ヲ
リ就テハ現地ノ困難ナル事情篤ト御諒察ノ上速ニ總領事館ニ昇格方
特ニ御配慮相煩度シ

大原へ轉電セリ

8 11.10 - 61 60

8 11.10 - 61 59 70 186

REEL No. A-0275

極秘

674

電信寫

昭和14 六六七 昭 青島 三月八日後發
本省 八日夜着

有田外務大臣

加藤總領事

第一七一號（館長符號扱）

貴大臣發北京宛電報第一七三號ニ關シ

既ニ決定ノ上ハ已ムヲ付サルモ在電第九七號申進ノ通りノ事情モア
リ出張所ノ出現ニ依リ當館ノ事務ハ縮少ヲ見サルノミナラズ急復雜
性ヲ加フヘキヲ以テ兩官ヲ手放シタル儘直ニ後任ノ補充ヲ受ケ得サ
ルニ於テハ從來トモ手不足ナリシ當館トシテハ職務上種々差支ヲ生
スヘキニ付兩官ノ後任者至急御査察相煩度ク後任者ノ決定ヲ俟テ兩
官ヲシテ出張所ノ事務ヲ執ラシムル様致度シ
尙高ノ出張所主任ニ付テハ陸海側ニテモ異議ナキニ付石井做方例
配相仰底シテ了

6 1.1.10 - 61 61 187

REEL No. A-0275

極秘

874

電信寫

昭和14 六六三三 暗 廈門 三月八日後發
本省 八日後着

有田外務大臣

第五五號 留長付號放

内田總領事

往電第四五號三附シ

原特務部長昨七日歸來談ニ依レハ當地興亞院聯絡部機構ハ大體現地
案ニ依ルコトトナリタルカ長官ニハ新ニ海軍少將任命セラレ其ノ下
ニ政務部及經濟部ノ二部ヲ置キ陸軍ヨリモ調査員一名入ルルコトト
シ外務省ヨリハ人員ノ都合モ付キ兼ヌル候補ナルヲ以テ不取敢政治
課長又ハ文化主任トシテ一名夫々入ルルコトニ内相談シ米レリト語
リタルカ本省ハ政治課長又ハ大府事務員トシテ外務省ヨリ有能ナル

若手事務員ヲ是非入ルル要アリ(文化事業ハ甚高價ニ課リテ可ナリ
一)又經濟部ニモ事務員一名(巨ムナクハ當面員ヲ兼務ノ形式ニテ
モ)入ルル要アル旨ヲ述ヘ直キタルカ本省ヨリモ興亞院側へ然ルヘ
ク聯絡態度シ向興亞院現地機關設置ノ進行ニ付本省ヨリ何等通報ニ
接セス出先外務員懇トシテ甚々工合悪シキニ付仙支障ナキ限り例通
報ヲ得度シ
上海、北京、張家口へ轉電セリ

8-1110-61-63

8-1110-61-62

ル 188

REEL No. A-0275

極秘

674

昭和14 六六二九 暗

張家口 三月八日後發
本省 八日後着

森岡總領事

有田外務大臣
第五九號 館長符
往電第五三號ニ關シ

來ル三月末頃張家口與亞院聯絡部開設政治、經濟、文化諸工作カ北
支ヨリ分離シテ實施セラルル時期ヲ俟テ早速蒙疆獨立國建設ニ關ス
ル具體案ノ審議ニ移ル模様ナルカ右ニ關聯シテ張家口市ニ於テハ四
十五米道路ヲ中心トスル新都市計畫ノ實施ニ着手シ又來ル十月頃迄
ニ水道施設ヲ完成スル目的ヲ以テ資材ノ輸入ニ關シ既ニ内地當局ノ
了解ヲ取付ケ蒙疆首都ニ恥ンサル體制ヲ整ヘツツアリ從テ獨立宣言

電信寫

6 1.1.10 - 61 64 189

REEL No. A-0275

アジア歴史資料センター

極秘

674

昭和14

六六二九

曙

本 張家口 省

三月八日後發
八日後着

有田外務大臣

第五九號

館長

私

往電第五三號ニ關シ

來ル三月末頃張家口與亞院聯絡部開設政治、經濟、文化諸工作カ北
支ヨリ分離シテ實施セラルル時期ヲ俟チ早速蒙疆獨立國建設ニ關ス
ル具體案ノ審議ニ移ル模様ナルカ右ニ關聯シテ張家口市ニ於テハ四
十五米道路ヲ中心トスル新都市計畫ノ實施ニ着手シ又來ル十月頃迄
ニ水道施設ヲ完成スル目的ヲ以テ資材ノ輸入ニ關シ既ニ内地當局ノ
了解ヲ取付ケ蒙疆首都ニ恥シナル體制ヲ整ヘツツアリ從テ獨立宣言

電信寫

（丁）
別ノ御配慮ヲ請フ

B 1.1.1.0 - 61 - 65

S 1.1.1.0 - 61 64 189

大臣
674

次官
主

京亞局長

三月廿九日
事務官
調査官

一、政務局
華北連絡部

書記官
大使館二等書記官 太田 一郎
兼領事

二、文化局
事務官
大使館三等書記官 山田 久就

勅任調査官
(局長)
大使館參事官 坂本 龍起
(歸朝ヲ待テ發令ノコト)

三、經濟局
事務官
外務事務官 長岡 伊八
調査官 外交官補 武野 義治

三月廿九日
事務官
調査官

丸
一四三九

外務省

CH 本標準規格 B5
S 11.1.0-61 66 190

REEL No. A-0275

大内閣

75 秘書官

朕與亞院官制中改正ノ件ヲ裁可シ效ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

674 昭和十四年三月九日



内閣總理大臣

記
14.3.11

111031

勅令第四十三號 興亞院官制中左ノ通改正ス

第二條第一項中「通譯官 專任一人 奏任」ヲ「電信官 專任一人 奏任」ニ、「屬 專任五十五人」ヲ「屬 專任五十七人」ニ、「通譯生 奏任」ニ、「屬 專任五十五人」ヲ「屬 專任五十七人」ニ、「通譯生 奏任」ニ改ム

專任二人 判任」ヲ「電信官補 專任六人 判任」ニ改ム

第十四條ノ二 電信官ハ上官ノ命ヲ承ケ電信符號ニ關スル事項ヲ掌ル
第十八條ノ二 電信官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ電信符號ニ關スル事務ニ
從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

8 11.1.0 - 61 68

8 11.1.0 - 61 67 191

674

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十四年三月九日

内閣總理大臣

勅令第四十四號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十四條中「興亞院事務官」ノ次ニ「興亞院電信官」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

1.1.1.0 - 61

69

192

674

朕興亞院連絡部官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布ヤシム

御名 御璽

昭和十四年三月九日

内閣總理大臣

勅令第四十五號

興亞院連絡部官制中左ノ通改正ス

第二條第二項中「調査官」ノ下ニ「及技師」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

1.1.1.0 - 61 70

193

朕興亞院連絡部ニ屬セシムベキ興亞院職員ノ定員ニ關スル件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十四年三月九日

内閣總理大臣

勅令第四十六號

第一條 興亞院華北連絡部ニ左ノ興亞院職員ヲ置ク

連絡部長官

連絡部次長 一人

書記官 專任十四人

調査官 專任四十二人内勅任ト爲シ得ルモノ五人

事務官 專任六十七人

技師 專任二十四人内勅任ト爲シ得ルモノ一人

通譯官 專任五人

理事官 專任三人

屬 專任百六人

技手 專任三十七人

通譯生 專任十人

第二條 興亞院蒙疆連絡部ニ左ノ興亞院職員ヲ置ク

連絡部長官

7.8.11.1.0 - 61 72

7.8.11.1.0 - 61 71 194

第三條 興亞院華中連絡部ニ左ノ興亞院職員ヲ置ク

連絡部長官

書記官 專任三人

調査官 專任十一人

事務官 專任十三人

技師 專任三人

理事官 專任一人

屬 專任三十三人

技手 專任四人

通譯生 專任五人

連絡部次長 一人

書記官 專任十一人

調査官 專任三十人内勅任ト爲シ得ルモノ五人

事務官 專任四十六人

技師 專任十二人内勅任ト爲シ得ルモノ一人

通譯官 專任二人

理事官 專任三人

屬 專任七十八人

技手 專任十三人

通譯生 專任五人

S 1.1.1.0 - 61

S 1.1.1.0 - 61

第四條 吳亞院厦門連絡部ニ左ノ吳亞院職員ヲ置ク

連絡部長官

書記官

調査官

事務官

技師

通譯官

理事官

屬

技手

專任一人

專任四人

專任六人

專任五人

專任一人

專任一人

專任三十一人

專任六人

通譯生

附則

專任一人

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕與亞院連絡部ニ屬スル與亞院職員ノ在勤俸及妻加俸ニ關スル件ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十四年三月九日

内閣總理大臣

勅令第四十七號

第一條 與亞院連絡部ニ屬スル與亞院職員ノ在勤俸及妻加俸ハ本令ノ
定ムル所ニ依ル

第二條 在勤俸ノ年額ハ別表ニ依ル

第三條 在勤俸ハ在勤スベキ地以外ノ地ニ於テ任官シタル者ニハ在勤

地到着ノ翌日ヨリ、在勤スベキ地ニ於テ任官シタル者ニハ就職ノ日
ヨリ之ヲ給ス

在勤俸ハ年額ヲ十二分シ毎月之ヲ給ス

在勤俸ノ給額ニ異動ヲ生ジタルトキハ發令ノ翌日ヨリ新給額ニ依リ
之ヲ給ス

第四條 在勤地ニ其ノ妻ヲ同伴シ若ハ之ヲ呼寄セ又ハ在勤地ニ於テ婚

姻ヲ爲シタルトキハ其ノ妻在勤地到着又ハ婚姻ノ翌日ヨリ在勤地出
發ノ前日迄現ニ受クル在勤俸ノ十分ノ三ニ相等スル妻加俸ヲ給ス但
シ判任官ニ在リテハ内閣總理大臣ノ指定スル者ニ限ル

第五條 轉勤ヲ命ゼラレ又ハ轉官シタル者ニハ舊在勤地出發ノ前日迄

従前ノ在勤俸ヲ給ス但シ轉官スルモ同一ノ地ニ在勤ヲ命ゼラレタル者ニハ發令ノ日迄従前ノ在勤俸ヲ給ス

妻加俸ヲ受クル者轉勤ヲ命ゼラレ又ハ轉官シタル場合ニ於テ已ムヲ得ザル事故ノ爲與亞院總裁ノ許可ヲ得テ其ノ妻ヲ舊在勤地ニ留ラシムルトキハ其ノ事故ノ存スル間従前ノ通之ヲ給スルコトヲ得但シ其ノ地ノ在勤俸支給ヲ止メタル日ヨリ起算シテ百八十日ヲ超ユルコトヲ得ズ

第六條 轉勤ヲ命ゼラレ又ハ轉官シタル者ニ前條第一項本文ノ規定ニ依リ在勤俸ヲ給スルハ其ノ命令到達ノ日ヨリ三週間ヲ以テ限トス但シ特別ノ命令ニ依リ又ハ已ムヲ得ザル事故ノ爲與亞院總裁ノ許可ヲ

得テ滞留スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 在勤地ニ於テ休職ヲ命ゼラレ若ハ退官シ又ハ死亡シタルトキハ其ノ月迄在勤俸ヲ給ス但シ退官スルモ他ノ官ノ在勤俸ヲ受クベキ場合ハ轉官ニ準ズ

前項ニ規定スル死亡ノ場合ニ於テ妻加俸ハ死亡ノ日ヨリ四週間以内ヲ限り其ノ妻舊在勤地出發ノ前日迄従前ノ通之ヲ給スルコトヲ得其ノ已ムヲ得ザル事故ノ爲四週間以内ニ出發スルコト能ハズ特ニ與亞院總裁ノ許可ヲ得タル者ニハ死亡ノ日ヨリ百八十日ヲ限り其ノ事故ノ存スル間仍之ヲ給スルコトヲ得

妻加俸ヲ受クル者ノ妻在勤地ニ於テ死亡シ又ハ離婚ヲ爲シタルトキ

ハ其ノ月迄妻加俸ヲ給ス

第八條 本令ニ規定スルモツソノ外在勤俸及妻加俸ノ支給ニ關シ必要ナル規程ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

判任官	奏任官	勅任官	區
特別俸、一級俸 二級俸、三級俸、四級俸 五級俸、六級俸、七級俸 八級俸以下	高等官三等 (連絡部出張所長タルモノヲ除ク) 高等官四等 高等官五等 高等官六等 高等官七等以下	連絡部長官 連絡部次長 調査官 (連絡部出張所長タルモノヲ除ク) 調査官 (連絡部出張所長タルモノヲ除ク) 技師	分
二〇〇〇 二〇〇〇 二〇〇〇 二〇〇〇	二〇〇〇 三〇〇〇 四〇〇〇 五〇〇〇 六〇〇〇 七〇〇〇	七〇〇〇 九〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	在勤俸年額

閣令第三號

興亞院連絡部及興亞院連絡部出張所ヲ置ク地位ニ各連絡部及連絡部出張所ノ名稱及擔任區域ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十四年三月十日

内閣總理大臣

興亞院連絡部ヲ置ク地位ニ各連絡部ノ名稱及擔任區域左ノ如シ

名稱	連絡部ヲ置ク地	擔任區域
興亞院華北連絡部	北京	中華民國臨時政府ノ管轄スル區域
興亞院蒙疆連絡部	張家口	蒙疆聯合委員會ノ管轄スル區域
興亞院華中連絡部	上海	中華民國維新政府ノ管轄スル區域
興亞院廈門連絡部	廈門	廈門島及其ノ附近

興亞院連絡部出張所ヲ置ク地位ニ其ノ名稱及擔任區域左ノ如シ

名稱	連絡部出張所ヲ置ク地	擔任區域
興亞院華北連絡部 青島出張所	青島	青島特別市公署ノ管轄スル區域

S 1.1.1.0 - 61

S 1.1.1.0 - 61

674

閣令第四號

興亞院連絡部出張所ニ配置スル興亞院職員ニ關スル件左ノ通定ス
昭和十四年三月十日

内閣總理大臣

興亞院華北連絡部ニ屬スル興亞院職員ノ中同連絡部青島出張所ニ配置
スルモノ左ノ如シ

- 書記官 專任一人
- 調査官 專任五人内勅任ト爲シ得ルモノ一人
- 事務官 專任七人

- 技師 專任四人
- 通譯官 專任一人
- 理事官 專任一人
- 關 專任十二人
- 技手 專任四人
- 通譯生 專任一人

S 1.1.1.0 - 61

86

S 1.1.1.0 - 61

85

202

674

華北連絡部青島出張所

事務官	領事
調査官	副領事
	渡邊 英三
	山三郎

外務省

CH 本標準規格 B5 1.1.1.0 - 61 88

204

674

華北連絡部

一、政務局	書記官	大使館二等書記官	太田 一郎
	事務官	兼領事	
		大使館三等書記官	山田 久就
二、文化局	勅任調査官	大使館參事官	坂本 龍起
	(局長)	(歸朝ヲ待テ發令ノコト)	
三、經濟局	事務官	外務事務官	長岡 伊八
	調査官	外交官補	武野 義治

外務省

CH 本標準規格 B5 1.1.1.0 - 61 87

203

REEL No. A-0275

アジア歴史資料センター